

公共建築工事標準単価 積算基準の改定について

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

1. はじめに

官庁営繕事業に関する積算関係基準は、

- ① 統括的な基準となる「公共建築工事積算基準」。
- ② 設計図書から数量の計測・計算方法を定める「公共建築数量積算基準」「公共建築設備数量積算基準」。
- ③ 標準歩掛や市場単価の取り扱い等の単価および価格の算定に関する事項を定める「公共建築工事標準単価積算基準」。
- ④ 共通仮設費，現場管理費および一般管理費等の算定方法を定める「公共建築工事共通費積算基準」。

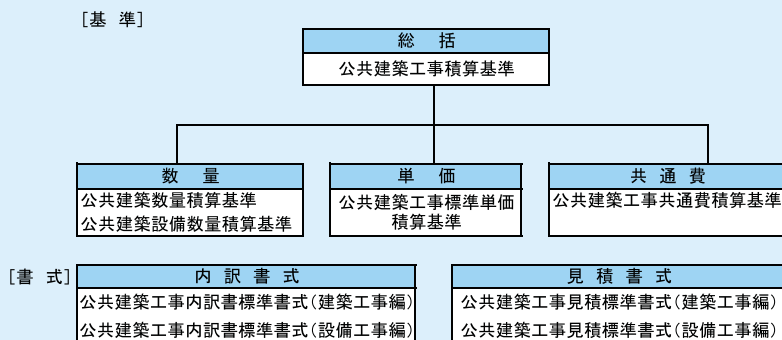
⑤ 工事費内訳書の標準となる書式を示した「公共建築工事内訳書標準書式」。

⑥ 製造業者等から適正な見積価格を得るための見積書式の基本的な構成や記載項目等を示した「公共建築工事見積標準書式」。

以上から構成されており，これらの基準は，「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において統一基準として制定され，各府省庁で運用されている。

国土交通省においても同様に公共建築工事の積算を適正に行うため運用している（図－1）。

今般，公共建築工事標準単価積算基準（以下「標準単価基準」という）を改定し，平成25年度から運用を開始したところである。以下にこれらの改定内容について紹介する。



図－1 積算関係統一基準類

2. 公共建築工事標準単価積算基準の主な改定内容

本基準は、公共建築工事の工事費積算に用いる

単価および価格に関する基本事項を定めているもので、単位工事量当たりの材料、労務、機械器具等の標準的な所要量を数値として表した標準歩掛りや市場単価等の扱いを示したものである。

本改定では、公共建築工事標準仕様書（以下

表一 公共建築工事標準単価積算基準 改定部分（抜粋）

第2編 建築工事 第1章 新築工事 第13節 屋根及びとい（対比表）

表 A1-13-5 (改定後)

鋼管とい防露巻き（一般の屋内露出部）		(1m当たり)						備考	
名	称	単位	径50mm	径65mm	径80mm	径100mm	径125mm		径150mm
保温筒	厚20	m	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	管径に応じた材料とする
粘着テープ		m	4.2	4.5	4.7	5.4	5.9	6.4	
合成樹脂カバー	厚0.3	m ²	0.49	0.55	0.60	0.75	0.85	0.95	
カバーピン		個	12	12	12	12	12	12	
雑材料	式	人	1	1	1	1	1	1	材料費の5%
保温工	人	0.051	0.057	0.062	0.083	0.102	0.119		
ダクト工	人	0.030	0.033	0.036	0.045	0.051	0.057		
運搬費	式	1	1	1	1	1	1	1	(材料費+雑材料費)の3%
その他	式	1	1	1	1	1	1	1	

表 A1-13-5 (改定前)

鋼管とい防露巻き（一般の屋内露出部）		(1m当たり)						備考	
名	称	単位	径50mm	径65mm	径80mm	径100mm	径125mm		径150mm
保温筒	厚20	m	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	管径に応じた材料とする
粘着テープ		m	2.7	2.8	2.8	2.9	3.0	3.1	
厚紙		m ²	0.37	0.43	0.48	0.58	0.67	0.77	
綿布	幅100	m	4.9	-	-	-	-	-	
綿布	幅125	m	-	4.3	4.8	5.7	-	-	
綿布	幅150	m	-	-	-	-	5.4	6.1	
ステンレス鋼板	厚0.2	m ²	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	
雑材料	式	人	1	1	1	1	1	1	材料費の5%
保温工	人	0.098	0.11	0.12	0.15	0.18	0.20		
板金工	人	0.03	0.03	0.035	0.04	0.045	0.055		
その他	式	1	1	1	1	1	1	1	

(注) 1. とい防露巻き塗装は表A1-13-9による。

第20節 構内舗装（対比表）

表 A1-20-15 (改定後)

舗装機械運転		(1日当たり)						備考
機種	規格	機械損料(供用日)	燃料(軽油)(L)	燃料(ガソリン)(L)	特殊運転手(人)	特殊作業員(人)		
モータグレーダ	油圧式3.1m級	1.57	50.0	-	1.0	-		
タシ	60~80kg	1.38	-	5.0	-	1.0		
振動ローラ	2.4~2.8t	1.57	12.4	-	-	1.0		
タイヤローラ	8~20t	1.86	38.6	-	1.0	-		
ロードローラ	ワガ10t	1.57	30.8	-	1.0	-		
エンジンスプレーヤ	25L/min	1.71	-	3.4	-	-	手押し式	
アスファルトフィニッシャ	2.4~4.5m	1.75	29.5	-	1.0	-	ホイール型	

(注) 1. エンジンスプレーヤの運転は、舗装労務により行うものとする。
2. アスファルトフィニッシャは、加熱用燃料として軽油を1日当たり12L加算する。

表 A1-20-15 (改定前)

舗装機械運転		(1日当たり)						備考
機種	規格	機械損料(供用日)	燃料(軽油)(L)	燃料(ガソリン)(L)	特殊運転手(人)	特殊作業員(人)		
モータグレーダ	油圧式3.1m級	1.71	53.9	-	1.0	-		
タシ	60~100kg	1.38	-	5.0	-	1.0		
振動ローラ	2.4~2.8t	1.57	13.3	-	-	1.0		
タイヤローラ	8~20t	1.75	36.4	-	1.0	-		
ロードローラ	ワガ10t	1.71	33.4	-	1.0	-		
エンジンスプレーヤ	25L/min	1.86	-	3.4	-	-	手押し式	
アスファルトフィニッシャ	2.4~4.5m	1.75	30.2	-	1.0	-	ホイール型	

(注) 1. エンジンスプレーヤの運転は、舗装労務により行うものとする。
2. アスファルトフィニッシャは、加熱用燃料として軽油を1日当たり12L加算する。

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事

第2節 電力設備工事

LED照明器具の歩掛りを追加

表 E1-2-11

LED照明器具		単位	名称・所要量				備考
細目	概要		照L	雑材	電工	その他	
LED照明器具(ベースライト露出形)	3150lm (1260×90)	個	1		0.178		
LED照明器具(ベースライト埋込形)	6300lm (1235×220)	個	1		0.332		
	3150lm,6300lm (600×600)	個	1	1式	0.392		
LED照明器具(ダウンライト埋込形)	950lm~8600lm (125φ,150φ)	個	1	(材料価格)	0.209	1式	
	6800lm,8600lm (200φ)	個	1	×0.05)	0.240		
LED照明器具(ダウンライト埋込形)	6800lm,8600lm (250φ)	個	1		0.282		
	LED照明器具(高天井ダウンライト埋込形)	12000lm,18000lm (400φ~500φ)	個	1		0.357	
LED照明器具(ブラケットライト埋込形)	25lm (130×130)	個	1		0.174		

(注) 1. 一体形LEDに適用する。
2. 概要は定格光束の代表値を示し、()は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法を示す。
3. LED制御装置の取付けを含む。
4. インサート、吊ボルト等の取付けを含む。
5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。
6. 照明制御装置を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御装置等からの信号により制御される照明器具には、0.05人/個を加算する。
7. 金属線ひき取付ける場合は、電工の歩掛りを0.8倍して用いる。
8. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事
第4節 給排水衛生設備

プラスチック樹、鋳鉄製防護ふた（プラスチック樹用）の歩掛りを追加

表 M1-4-8

細目	単位	摘要			名称					
		樹径	最大排水管径	区分	深さ	樹 (塩ビふた付)	立上り管 (RS-VU) 150φ・200φ	雑材料	配管工	その他
プラスチック樹	組	150φ	100φ	A	～500	1	0.34	1式 (材料費×10%)	人	0.09
					501～800	1.04	0.09			
					801～1200	1.34	0.10			
				1201～1500	1.34	0.11				
				～500	1	0.34	0.13			
				501～800	1.04	0.13				
		801～1200	1.34	0.14						
		1201～1500	1.34	0.15						
		～500	1	0.34	0.10					
		501～800	1.04	0.10						
		801～1200	1.34	0.11						
		1201～1500	1.34	0.12						
		～500	1	0.34	0.14					
		501～800	1.04	0.14						
		801～1200	1.34	0.15						
		1201～1500	1.34	0.16						
		～500	1	0.32	0.11					
		501～800	1.02	0.11						
		801～1200	1.32	0.12						
		1201～1500	1.32	0.13						
		～500	1	0.32	0.15					
		501～800	1.02	0.15						
		801～1200	1.32	0.16						
		1201～1500	1.32	0.17						
～500	1	0.29	0.12							
501～800	0.59	0.12								
801～1200	0.99	0.13								
1201～1500	1.29	0.14								
～500	1	0.29	0.16							
501～800	0.59	0.16								
801～1200	0.99	0.17								
1201～1500	1.29	0.18								

(注) 1. インバート樹及びびため樹に適用し、土工事は含んでいない。
2. 区分は底部種類を示し、下記区分表による。
3. 鋳鉄製防護ふたが必要な場合は表M1-4-9に上り加算する。

区分	底部種類	備考
A	ST	
	90L, 45L	ストレート、曲り及び枝流入口を1個持つ合流とする。
	90Y, 45Y, 45YS	
	WLS	
B	UTK, UT, UTL	トラップを有するもの、ドロップ及び枝流入口を2個持つ合流とする。
	DR	
	DRY, DRW	

※樹径150φは、UTK, UTのみ

表 M1-4-9

細目	単位	摘要			切込砕石	特殊作業員	普通作業員	その他
		樹径	防護ふた	樹径				
鋳鉄製防護ふた	組	標準型1-8 ふた径200 標準コップ式	1	0.09	0.016	0.016	1式	
		標準型1-9 ふた径200 標準段穴式						
		標準型1-14 ふた径200 標準コップ式						
		標準型1-14 ふた径200 標準段穴式						
		標準型1-25 ふた径200 標準コップ式						

(注) 1. 防護ふたは200φ以下の樹に使用可能とする。
2. 鋳鉄製防護ふたには台座を含む。
3. プラスチック樹に付属する塩ビふたを内ふたと読み替えており、プラスチック樹(塩ビふた付)に加算して使用する。

「標準仕様書」という)等の改定による表現の整合および仕様変更への対応ならびに請負工事機械経費積算要領に基づく建設機械等損料算定表の改定に合わせたものとして改定を行った(表一1)。

【建築工事】

1. 仮設、鉄骨、構内舗装、植栽はトラック運転の歩掛りの改定
2. 地業は一般事項に構造体強度補正の費用について追加
3. 屋根およびといは鋼管とい防露巻きの仕様変更に伴う歩掛りの改定と削除
4. 建具は一般事項に樹脂製建具を追加
5. 植栽は植栽基盤整備の歩掛りを追加および植栽機械運転の歩掛りを改定

【電気設備工事】

1. 各種ケーブルの歩掛りを改定
2. 電力設備工事の白熱灯器具の歩掛りを削除
3. LED照明器具の歩掛りを追加

【機械設備工事】

1. 排水用鋳鉄管のメカニカル形継手および差込み形RJ管を削除
2. 保温種別における【(床下、暗渠内)】の表現を【暗渠内(ピット内を含む)】に改定
3. プラスチック樹、鋳鉄製防護ふたの歩掛りを追加

※なお積算関係基準の詳細は国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページを確認して下さい。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm